

銀年

銀座でわかる年俸

情報(第 17 号)

継続雇用制度と厚生年保険等の標準報酬月額



745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

表紙写真：ぜんまい（岩国市錦町）。藪の中でも成長して遅しい。

継続雇用制度と厚生年保険等の標準報酬月額



1 定年後の社会保険

平成 30 年度となりました。定年制の適用時期は、誕生月とするもの又は 3 月末とする企業が多くあります。

そこで、この時期は、定年後に働く方の話題が増えます。大半の企業が 2 の再雇用制度を採用し、賃金が低下することになり、このときの厚生年保険・健康保険（以下「社会保険」といいます）の取扱いについて解説します。届出漏れがないか検証ください。

2 高年齢者雇用確保措置

復習として、再度、ご紹介しますと、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定）の平成 16 年改正により、定年の定めをしている事業主に対して 65 歳までの高年齢者雇用確保措置を講ずべきことが定められ（同法第 9 条）、この雇用確保措置（継続雇用）には、「勤務延長制度」と「再雇用制度」とがあります。

勤務延長制度は、原則として役職・職務、仕事内容、賃金水準などが変わりません（労働条件等が変更される場合はその旨の就業規則の規定が必要）。これに対して、再雇用制度はいったん労働契約を終了させた後に、再び新しく労働契約を締結するものです（労働者は従来の役職・職務等を解かれます。本誌 012 号を参照）。

なお、定年制を設ける場合、60 歳を下回る定年を定めることができない旨の規定は、強行法規的性格を有し、60 歳未満の定年制を定める就業規則等の規定は、私法上も当然に無効と解されます（福岡高判宮崎平 17. 11. 30 労働判例 953-7）。

3 定年と再雇用の被保険者資格

社会保険においては、事業所に使用される者が事業主との間に事実上の使用関係が消滅したと認められる場合にその被保険者の資格を喪失するものと解されています。したがって、同一の事業所において、雇用契約上、一旦、退職した者が 1 日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているおり、被保険者の資格も継続することが原則です。

ただし、60 歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるものについては、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないとされています（平成 25 年 1 月 25 日付け保保発 0125 第 1 号厚生労働省年金局年金課長等通知）。

これにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができ、それに応じた保険料額となります。

4 通知の定められた理由

社会保険では、事務効率化の観点から、資格取得時や算定基礎届等によって決定

した標準報酬月額を容易に変更しない扱いとなっています（事務が単純化できる）。ただし、昇給・降給などにより固定給の変動があったときには、その後の継続した3か月間（各月とも報酬支払基礎日数が17日以上であるときに限る）の平均によって標準報酬月額が2等級以上変わるときは、4か月目から標準報酬月額を改定します。固定給が変動しても保険料額は3か月間変わらないのです（表1参照）。

標準報酬月額にして2等級以上の昇給又は降給によっても標準報酬月額が3か月間変わらないことは、保険料が低いまま、高いままとなることを意味します。

元々、60歳となった方が在職中に老齢厚生年金を受給するときに、標準報酬月額によって年金受給額が決まり（標準報酬月額が高いと年金の支給停止額が多くなる）、60歳時点で直ちに低下した標準報酬月額によって年金受給できる意図で、3の取扱がされています。

現在では、60歳以上の方が継続雇用されることを重視して、60歳以降に退職後継続して再雇用される者に適用されます。

【表1】原則

区分	3月以前	4月	5月	6月	7月
給与	32万円	25万円	25万円	25万円	25万円
標準報酬月額	320千円	320千円	320千円	320千円	260千円

【表2】60歳以上の再雇用見なし措置

区分	3月以前	4月	5月	6月	7月
給与	32万円	25万円	25万円	25万円	25万円
標準報酬月額	320千円	260千円	260千円	260千円	260千円

5 手続き

年金事務所（事務センター）へ被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出すると同時に、健康保険の被保険者証が変わりますから被保険者より回収して届出書に添付し、新しく発行された被保険者証を交付してください。

その際の添付書類として、就業規則や退職辞令の写しや再雇用されたことがわかる雇用契約書又は事業主の証明が必要になります。

勤務延長制度では、何も手続きの必要がないことはいうまでもありません。

これをみてもわかるとおり、企業では、高年齢雇用措置を就業規則に明確に定めておくことが大事です。

当法人では、事業主様と相談してその企業に適合した就業規則の作成・改正の提案を行っております。是非ご利用ください。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
 銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
 TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
 E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp